

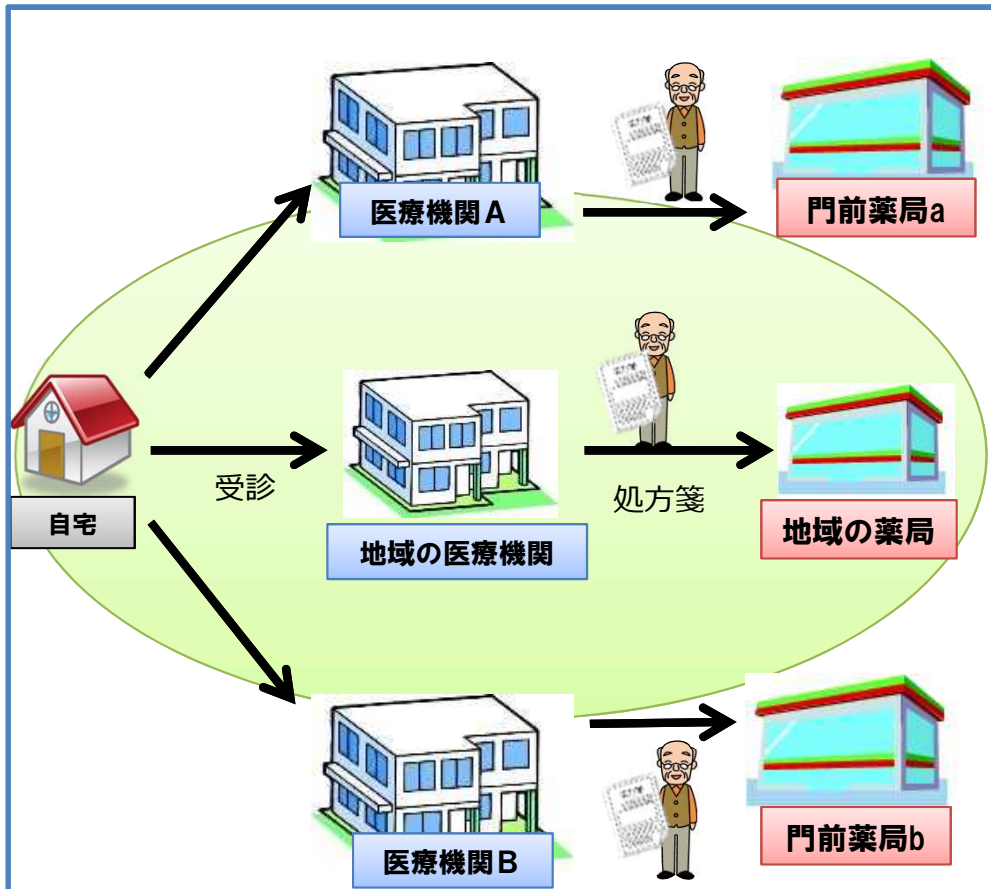
1. かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

○薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。

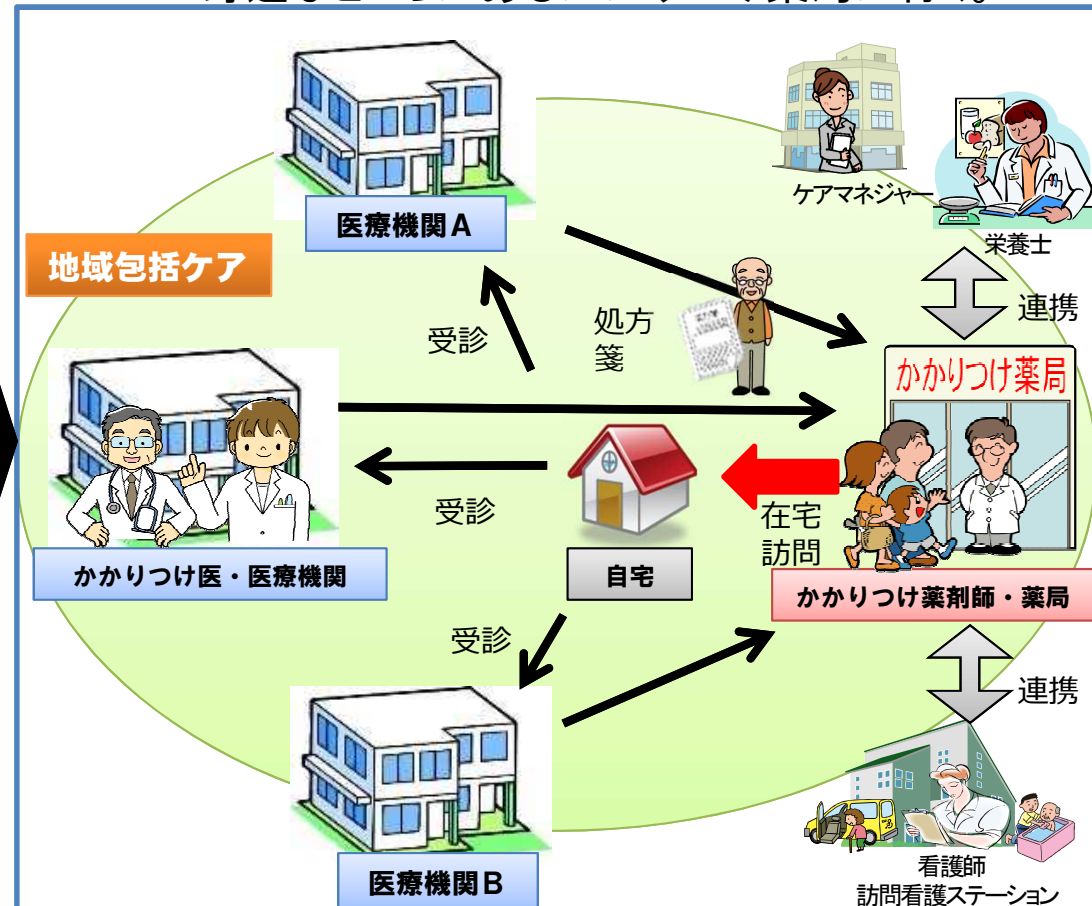
○これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方(イメージ)

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後 患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

健康サポート機能

健康サポート
薬局

- ☆ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献
 - ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
 - ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
 - ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ 夜間・休日、在宅医療への対応
 - ・24時間の対応
 - ・在宅患者への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

☆ 疑義照会・
処方提案

☆ 副作用・服薬状況
のフィードバック

・医療情報連携ネット
ワークでの情報共有

☆ 医薬品等に関する相談
や健康相談への対応
☆ 医療機関への受診勧奨

薬局再編の全体像

～ 立地 から 機能 へ～

現状

57,000薬局あるが、門前中心に医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

様々な医療機関からの処方箋を受付

特定の診療所からの処方箋を受付

特定の病院からの処方箋を受付

面分業

門前薬局を含め、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

診療所門前

中小病院門前

大病院門前

2025年まで

すべての薬局を「かかりつけ薬局」へ

かかりつけ薬局

- ・ICTを活用し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・24時間対応・在宅対応
- ・医療機関をはじめとする関係機関との連携

+

健康サポート機能

(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)

※健康サポート薬局として活動(日常生活圏域ごとに必要数確保)

高度薬学管理機能

(抗がん剤等の薬学的管理)

○団塊の世代が要介護状態の方が多く85歳以上に到達

○一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

既に地域に立地

建替え時期等を契機に立地を地域へ移行

2035年まで

立地も地域へ

日常生活圏域でのかかりつけ機能の発揮

現 状

薬局・薬剤師の地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援(健康サポート)を推進するため、平成26年度にモデル事業を実施し、平成27年度には、平成26年度事業で把握した課題や好事例等を踏まえ、事業内容の充実・発展を図るとともに、健康サポート機能を有する薬局(健康サポート薬局)の基準の作成等を行うなど継続的な取組を行っている。

今後、健康サポート薬局の推進・活用を図ることを含め、規模や立地条件等様々な薬局が全体として、健康サポートや地域包括ケアに貢献できるようにしていくことが必要であり、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定。かかりつけ薬剤師のいる薬局としてかかりつけ薬局が機能するよう、ビジョンを実現するための具体的な施策を進めていく必要がある。

このため、平成28年度においては、

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別のモデル事業
2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業を実施することとする。



事業概要

H26・27年度事業

薬局・薬剤師による健康サポートの取組を推進(モデル事業、基準作成等)

次のステップ

H28年度事業

健康サポート薬局も含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化に向けた患者のための薬局ビジョン実現のための事業(テーマ別モデル、実態調査・ロードマップ検討事業)

事業イメージ案

メニュー事業

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業

2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業

患者のための薬局ビジョン(「門前」から「かかりつけ」へ)の実現のための具体的な施策を検討する上で参考となるよう、薬局の実態(立地条件、店舗面積、開局時間等)を調査し、ビジョン実現のためのロードマップや具体の施策を講じる上での留意点等を検討する。

① 地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業

・地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化を図るため、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携方策を検討・実施する。

② 多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業

・かかりつけ医を中心に多職種連携を図りつつ、薬剤師が在宅訪問を必要とする患者を把握し、在宅医療サービスを提供する取組を推進する。

③ 電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

・様々な健康情報(食事・運動情報)などとリンクした電子版お薬手帳の活用を地域の中で推進し、総合的な健康サポート機能の充実を図る。

④ 薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業

・地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施し、薬局・薬剤師の機能強化を図る。

健康サポート薬局について①

1. 健康サポート機能を有する薬局の位置づけ

- (1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- (2) 健康サポート薬局では、具体的には、以下のような取組を積極的に実施
 - ① 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
 - ② 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
 - ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

健康サポート薬局について②

2. 健康サポート機能を有する薬局の基準

(1) 関係機関※とあらかじめ**連携体制**を構築

※ 医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等

(2) **人員配置・運営**

- ① 相談対応や関係機関への紹介に関する**研修を修了した薬剤師が常駐**
- ② 平日働く社会人も相談できるよう、**土日も一定時間開局**
- ③ 地域住民の**健康の維持・増進を具体的に支援**

※ 薬剤師のお薬相談会、健診の受診勧奨、認知症の早期発見、管理栄養士の栄養相談会など

(3) **医薬品等の取扱い・設備**

- ① **要指導医薬品等**を適切に選択できるような**供給機能や助言の体制**
- ② **プライバシーに配慮した相談窓口を設置**
- ③ 健康サポート機能を有する旨やその内容を薬局内外に表示

3. 公表の仕組み・名称

【公表の仕組み】

薬局機能情報提供制度※の項目に位置づけ、都道府県のHPで公表

※ 薬局が都道府県に対して、薬局の機能に関する情報を報告し、都道府県がインターネット等で公表する仕組み

【名称】

健康サポート薬局

セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設（不動産取得税）

1. 大綱の概要

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

2. 制度の内容

○地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援するため、平成28年度より「健康サポート薬局」(※)の公表制度を創設予定。

(※)かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援する薬局

○こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーション推進を図るため、充実した相談体制や設備などを有する健康サポート薬局のうち中小企業者が新規開設・増設・改築するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置（当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例）を講ずる。

（健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準（案））

(1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能 …… かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能について、以下の基準を設定。

- ① 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 患者からの電話相談等への24 時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
- ③ かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築

(2) 健康サポート機能を有する薬局の機能 …… 健康サポート機能を有する薬局の機能について、以下の基準を設定。

- ① 地域における関係機関等との連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置
- ④ 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
- ⑤ 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
- ⑥ 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
- ⑦ 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

2. 薬局医療安全対策推進事業

平成28年度予算案 38,364千円

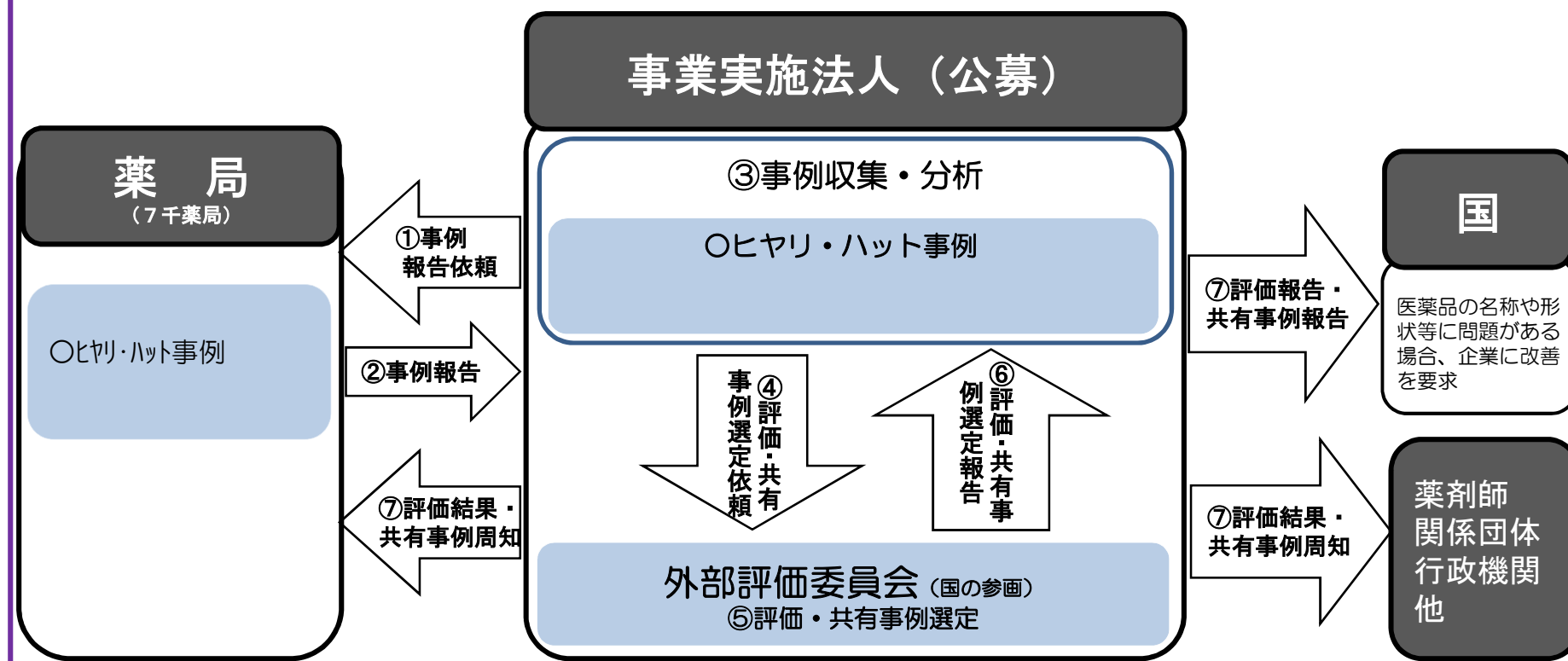
■事業の必要性

- 医療安全の確保は、医療政策における最も重要な課題の一つであり、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底のため、薬局においてもヒヤリ・ハット事例の収集を行うことが当面取り組むべき課題とされている。

※「今後の医療安全対策について」（平成17年5月医療安全対策検討ワーキンググループ報告書）

■事業の概要

- 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析、評価、共有事例周知
「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」の拡充（対象薬局の拡大）



■事業の効果

薬局における医療安全が推進される

＜基本方針の見直しの経緯＞

- 平成18年に6年制課程が導入されたことを受け、平成22年1月に基本方針取りまとめ
- 平成24年3月より、6年制課程に対応した薬剤師国家試験が4回実施
- 平成25年12月に薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂、平成27年度入学生から適用



薬剤師国家試験についても、改訂モデル・コアカリキュラムへの対応が必要

＜見直しにあたっての背景と基本的な考え方＞

- 地域包括ケアシステムにおける多職種連携、医療機関におけるチーム医療等、薬剤師の果たすべき役割は大きくなっている。
- ⇒**薬剤師国家試験を通じ、薬剤師資格を有する者として必要な倫理観、使命感や知識・技能・態度を確認する必要がある。**
- 6年制導入後の薬剤師国家試験は合格率に大幅な変動が生じている。
- 個々の問題の内容について、概ね適切だが、一部に難易度が高いもの、例外的事項を問う問題が散見される。
- ⇒**国家試験の実施状況を踏まえ、改善事項を検討する。**

3. 薬剤師国家試験制度改善検討部会報告書について②

平成28年2月4日

医道審議会薬剤師分科会

薬剤師国家試験制度改善検討部会

(1) 試験科目について

- 出題科目は現行どおり
- 薬学共用試験CBTの利用は今後の検討課題

(2) 出題基準について

- 改訂モデル・コアカリキュラムに合わせて見直し
⇒今後、出題基準については部会において検討
- 出題内容については、臨床との関連を意識

(3) 試験出題形式及び解答形式について

- 連問※の出題を増やす
- 禁忌肢の導入（104回（平成30年度）から）

※連問：一つの事象に対し複数の問題を出題すること

(4) 試験問題数について

- 現行どおり（計345問）

(5) 合格基準について

（101回（平成27年度）から）

- 相対基準導入
- 必須問題の最低点数を、
各科目の50%から30%に変更
- 一般問題の最低点数を廃止

(6) 既出問題の取扱いについて

- 現行どおり
（20%程度とするが、既出問題が十分に蓄積されるまでの間はこの限りではない。）

4. 薬剤師生涯教育推進事業

平成28年度予算案 15,482千円

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくために、チーム医療に貢献する薬剤師の養成が必要。



平成22年度より「薬剤師生涯教育推進事業」を実施

○公募による委託事業

（平成22～24年度は上田薬剤師会、平成25～26年度は日本薬剤師会、平成27年度は日本女性薬剤師会が実施）

○対象：病院や薬局等に勤務している薬剤師

○研修内容：

チーム医療における先行・先端的な取り組みを行っている薬局や医療機関で、医師や看護師等と共同した高度な医療に関する実務研修を行い、チーム医療に貢献するために必要な知識及び技能を修得する。